マイナンバーカードの活用について

マイナンバーカードがあれば、次のようなメリットがあります。

○薬剤情報、特定健診情報が閲覧可能となります

診察が始まる前に、マイナンバーカードを当院の④番窓口に設置している顔認証付きカードリーダーに差し込み、各種同意事項の確認、選択をすることで、当院で薬剤情報、特定健診情報の閲覧が可能となり、情報が医師に正確に伝わります。

○限度額適用認定証の事前申請が不要となり、限度額以上の一時払いが不要になります

マイナンバーカードを当院の顔認証付きカードリーダーに差し込み、情報提供に同意することで限度額を超える支払が免除されます。

詳細は[こちら](https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000577618.pdf)の８ページから１１ページを参照ください。

・薬や特定健診の情報がマイナポータルで閲覧できる

・特定健診情報、薬剤情報とは

・限度額適用認定証の申請が不要となること

・限度額適用認定証とは